

生活保護減額大詰め

低所得世帯支出上回る例も

厚労省検証

生活保護基準額の引き下げに向けた検討が大詰めを迎えている。社会保障審議会の作業部会が16日、子どもがいる生活保護家庭などへの支給額が、低所得世帯の支出を上回るとする結果を公表。これを受けて厚生労働省は、対象世帯や引き下げ幅を決める見通しだ。ただ基準額の引き下げは広く国民生活に影響するだけに議論を呼びそうだ。

比較手法に批判の声

「一定の数字を出して頂いたので、それをもとに適正化をはかる。全体として引き下げることになると思っている」。宮城県石巻市を訪れていた田村憲久厚労相は16日、受給者213万人に達した生活保護の基準額引き下げに意欲を示した。一方で、この日公表された検証結果だ。夫婦と子ども1人の3人世帯では、生活保護で支給される生活費（生活扶助）の方が、低所得世帯の消費支出よりも月約1万3千円多い、というものだ。ただ検証では、60歳以上の高齢者世帯で、低所得世帯よりもさらに低い受給者

生活保護を受けている世帯の人数	4人 2%			
2010年被保護者全国一斉調査から	3人 5%			
生活保護を受けている世帯の分類	2人以上 1%			
2012年9月	5人以上 1%			
母子	障害者	傷病者	その他	
高齢者 44%	7%	11%	19%	18%

現在の生活保護基準額と低所得世帯の消費実態を比較すると...

世帯類型	①現在の生活保護基準額(全国平均)	②低所得世帯の消費実態	保護基準を低所得世帯と比べると
3人世帯(夫婦と子1人)	約15万7千円	約14万3千円	+約1万3千円
4人世帯(夫婦と子2人)	約18万6千円	約15万9千円	+約2万6千円
単身世帯(60歳以上)	約7万3千円	約7万7千円	-約3千円
2人世帯(高齢者夫婦)	約10万6千円	約10万8千円	-約2千円
単身世帯(20~50代)	約7万8千円	約7万7千円	+約1千円
母子世帯(母親と子1人)	約13万9千円	約13万1千円	+約7千円

厚生労働省試算をもとに作製。①は年間収入が下位10%に該当する人が生活保護を受けた場合の全国平均。②は年齢、居住地域などの違いを補正した額。①と②の差は端数まで計算して四捨五入している

生活保護基準額が引き下げられると...

- 最低賃金を引き上げる理由がなくなり、逆に引き下げの可能性も
- 生活保護基準を利用の物差しにした制度が利用出来なくなる
 - ・就学援助・生活福祉資金の貸し付け
 - ・国民健康保険料の減免
 - ・介護保険料・利用料の減額制度
- 住民税の非課税限度額が下がり、新たに課税される人が出る可能性も
- 非課税でなくなると、医療や福祉の負担が増える
 - ・医療費の自己負担限度額
 - ・障害者福祉のサービス料
 - ・保育料
- 困窮者 生活保護を受けにくくなる
- 受給者 収入が減る

基準額引き下げで影響を受けるのは生活保護を受けている人たちだけではない。修学旅行に行けない子どもが増えるかも。大阪府内の女性(48)は、そんな不安を募らせる。7年前に離婚。事務のパートで働きながら3人の子どもの育ててきた。年収は200万円前後。それでも生活保護を受けずにきた。きりの家の家計を支えたのが「就学援助」の制度だ。3人の子は小中学校で学用品や制服代、修学旅行

費を支給された。だが、女性の住む市を含めて多くの市町村は、就学援助の対象を生活保護基準額を参考に決めている。基準額が下がれば、就学援助を受けられなくなる人が出る。就学援助がなかったら、子どもに悲しい思いをさせたかも。生活保護基準額を目安にする施策は数多くある。住民税の非課税限度額も生活保護基準額を参考に設計されている。非課税世帯は課税されないだけでなく、保

育料や医療、介護費の自己負担も軽減される。生活保護基準額と連動して非課税限度額が下がれば、課税されるうえに医療や介護の負担も増す人が出ている。「生活保護より低い賃金では働く意欲をそぐ」との声をあげ7年に改正された最低賃金法では、最低賃金を決める際に生活保護基準額との「整合性に配慮」することになっている。吉永純・花園大教授(公的扶助論)は「生活保護基準額が引き下げられれば、最低賃金引き上げを主張しづらくなるのではないかと懸念する。」

引き下げられると... 就学援助・税金・最低賃金に影響

「生活保護より低い賃金では働く意欲をそぐ」との声をあげ7年に改正された最低賃金法では、最低賃金を決める際に生活保護基準額との「整合性に配慮」することになっている。

「生活保護より低い賃金では働く意欲をそぐ」との声をあげ7年に改正された最低賃金法では、最低賃金を決める際に生活保護基準額との「整合性に配慮」することになっている。

困窮者新対策 実効性に不安

厚労省が基準額見直しとセットで進める新たな生活困窮者対策や生活保護制度の見直し案も、この日開かれた社会保障審議会の特別部会で示された。不正受給対策強化など生活保護の引き締め策の一方、生活に困っている人を早期に把握し、就労支援、住まいの確保、家計再建など個人の状況に応じて支援する、という構想だ。ただ生活困窮者の個別別的な支援には、多くのマンパワーが必要だ。この自治体も福祉事務所のケースワ

「生活保護より低い賃金では働く意欲をそぐ」との声をあげ7年に改正された最低賃金法では、最低賃金を決める際に生活保護基準額との「整合性に配慮」することになっている。

家の調査でわかっている。2010年に厚労省が公表した推計で、全国消費実態調査に基づくものでは、生活保護基準を下回る低所得層の中で受給しているのは約3割だった。こうした実態をふまえて、日弁連貧困問題対策本部の小久保哲郎弁護士は「貧困層に合わせて保護基準を下げれば、際限ない「引き下げのスパイラル」を招く」と懸念を示す。一方、自治体担当者からは「理念はよくわかるが、日々の業務でいっばい」との声も漏れる。財務省は生活保護関係予算の抑制を目指しており、生活困窮者対策にこれまで財源が確保されるのか、不透明さも漂う。厚労省は「自立支援も生活保護の適正化も、一体で進める」と強調するが、専門家からは「困窮者支援策はかけ声だけ、生活保護の引き締めだけが進むことにならないか」との懸念も出ている。(永田豊隆、有近隆史)